

八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）募集要領

1. 目的

八街市プレミアム付商品券を発行し、利用していただくことにより、消費税・地方消費税率引上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. 事業主体

八街市

3. 事業の名称

八街市プレミアム付商品券事業

4. 八街市プレミアム付商品券の使用できる期間

令和元年10月1日～令和2年2月29日

5. 八街市プレミアム付商品券の発行額、額面等

①総額 3億2,750万円（プレミアム分を含む）を発行する。

②八街市プレミアム付商品券は65,500冊発行し、1冊4,000円で販売する。

③八街市プレミアム付商品券1冊の内訳は、500円券を10枚綴りとし、5,000円の買い物ができる。

6. 八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）の要件と登録方法について

要件 八街市内に店舗等を有し、且つ反社会的勢力（暴力団等）でないこと。

登録方法 別添登録申請書兼誓約書に必要事項を記載し、申込期限までに八街商工会議所へ持参で提出すること。その後、取扱店登録証明書を発行する。

7. 八街市プレミアム付商品券取扱事業者の負担

事業者等が負担する手数料等は発生しない。

8. 八街市プレミアム付商品券の販売方法及び販売期間

①購入引換券の交付を受けた者等は、市が指定した場所において購入引換券を提示することにより、八街市プレミアム付商品券を購入することができる。

②販売期間 令和元年10月1日～令和2年1月31日

9. 八街市プレミアム付商品券の使用できる商品、サービス等について

次の商品は、サービスには使用できません。

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

10. 八街プレミアム付商品券の決済について

- ①商品券取扱店（事業者）は消費者から受け取った（回収した）商品券に受付日、会社名を記載し商品券中の切取線部を切り離し、八街商工会議所が指定した方法・日時までに提出すること。※換金の最終受付日は令和2年3月12日までとする。
- ②取扱店登録証明書を持参すること。
- ③八街商工会議所は、別途に定める期日に必ず商品券取扱店が指定した金融機関の口座に振込にて支払いを行う。

11. 八街市プレミアム付商品券取扱店（事業者）申込期限

令和元年5月14日から令和元年8月30日まで

12. 八街市プレミアム付商品券使用の際の注意事項

- ①商品券取扱店のみでの使用とする。
- ②現金とは引き替えない。
- ③釣銭は支払わない。
- ④発行番号のない商品券は無効
- ⑤盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責を負わない。

13. 取扱店の取り消し等

この要領に違反する行為が認められた場合には、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

【問い合わせ先】

- ・取扱店募集について

八街商工会議所

〒289-1115 八街市八街ほ2 2 4 番地

TEL : 043-443-3021 FAX : 043-443-7221

- ・取扱店登録について

八街市 経済環境部 商工観光課

〒289-1192 八街市八街ほ3 5 番地 2 9

TEL : 043-443-1405 FAX : 043-443-1237